

遷延性意識障害者医療費給付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遷延性意識障害者の医療の推進と患者家族の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において遷延性意識障害者医療費（以下「医療費」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「遷延性意識障害者」とは、正常な生活を送っていた者で、疾病又は事故により種々の治療にもかかわらず、引き続いて3月以上の間、次の各号に掲げる項目の全てに該当する状態にある者とする。

- (1) 意識障害がある。
- (2) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (3) 眼球はかろうじて物を追っても認識ができない。
- (4) 声を出しても意味のある発言が全く不可能である。
- (5) 自力移動が不可能である。
- (6) 自力摂取が不可能である。
- (7) 大便及び尿は失禁状態にある。

2 この要綱において「受給者証交付扶養義務者等」とは、受給者証（第5条に規定する受給者証をいう。）の交付（第7条に規定する受給者証の交付をいう。）を受けた扶養義務者等（第5条に規定する扶養義務者等をいう。）をいう。

3 この要綱において「支給認定基準世帯員」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第5条に規定する支給認定基準世帯員をいう。ただし、「支給認定を受けた指定難病の患者」とあるのは、「受給者証の交付を受けた対象患者」として適用する。

(対象者)

第3条 第1条に規定する医療費の給付の対象となる者は、遷延性意識障害者であって、次の各号に掲げる要件を備えているもの（以下「対象患者」という。）とする。

ただし、意識障害に関し、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療の給付を受けている者、業務上の災害等により意識障害となった場合で関係法令の規定により当該医療に関する給付を受けている者及び第三者の行為に起因して遷延性意識障害者となった場合で当該医療に関する費用を負担していない者並びに福祉医療費給付事業補助金交付要綱（平成30年3月29日付け29健福政第327号）第1に規定する療養の給付等を受けることができる者は原則として除くものとする。

- (1) 長野県内に住所を有すること。
- (2) 医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行うことができる者に限る。）及び同法に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行うことができる者に限る。）を含む。）において当該意識障害に関する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する給付を受けていること又は当該疾患に関する介護保険法の規定による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問

看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導若しくは介護医療院サービスを受けていること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者であること。

イ 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者であること。

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。

（医療費給付の期間）

第4条 医療費給付の期間は、同一対象患者につき1年（当該期間を延長する特別の事情があると認められるときは、1年3月を超えない範囲内において知事が定める期間）を限度とする。

ただし、知事が必要と認めたときは、その期間を更新することができるものとする。

（受給者証の交付申請）

第5条 遷延性意識障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付の申請は、対象患者の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）若しくは対象患者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定による扶養義務者をいう。）又は同居の親族（以下「扶養義務者等」という。）が行うものとする。

2 対象患者に係る受給者証の交付を受けようとする扶養義務者等は、遷延性意識障害者医療費受給者証交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

(1) 遷延性意識障害（遷延性植物状態）臨床個人票

(2) 対象患者の世帯全員の住民票の写し

(3) 対象患者及び支給認定基準世帯員の所得及び第3条第3号に規定する者であることを確認することができる書類

（更新の申請）

第6条 受給者証交付扶養義務者等が受給者証の更新を受けようとするときは、遷延性意識障害者医療費受給者証更新申請書に前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

ただし、住所地に変更がない場合は、同項第2号に掲げる書類の添付は省略することができるものとする。

（受給者証の交付等）

第7条 知事は、前2条の規定による申請を受理したときは、内容を審査し適当と認めたときは、受給者証を扶養義務者等に交付するものとし、不適当と認めたときは、その旨を扶養義務者等に通知するものとする。

（医療費給付の額）

第8条 第1条に規定する医療費の給付額は、第1号及び第2号に規定する額の合計額から第9条に規定する額を控除して得た額とする。

(1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）又は厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号）に基づき算定した額の合計額から、第3条第3号に掲げる各法律の規定による医療に関する給付に関し保険者又は市町村が負担すべき額（第3条第3号のウに掲げる者にあつては、高齢者の

医療の確保に関する法律の規定による一部負担金及び基本利用料に相当する額の合計額)を控除した額

- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額の合計額から、介護保険法の規定による当該疾患に係る訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに関し保険者が負担すべき額(介護保険法第69条第3項の規定の適用がある場合にあっては、当該規定が適用される前の額)を控除した額
(一部負担月額限度額)

第9条 受給者証交付扶養義務者等が負担する医療費に係る一部負担月額限度額は、対象患者及び支給認定基準世帯員の負担能力、その他の事情をしん酌して知事が別に定める。

(給付の請求)

第10条 受給者証交付扶養義務者等は、医療費の給付を請求しようとするときは、遷延性意識障害者医療費給付請求書を知事に提出するものとする。この場合において、当該医療費の受領に関し、医療機関等が受給者証交付扶養義務者等から委任を受けたときは、医療費の支払いは当該医療機関等に対し行うものとする。

(給付内容の取消し)

第11条 知事は、対象患者が第3条に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったものと認められるときは、医療費の給付内容を取り消すことができる。

(申請書等の様式)

第12条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出)

第13条 この要綱の規定に基づき、知事に提出する書類は、対象患者の住所地を管轄する保健所の長(中核市にあっては、中核市の長を経由)へ提出するものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日以降の医療費の給付から適用する。

(経過措置)

- 2 遷延性意識障害者医療費給付実施要綱(昭和55年長野県告示第409号)第6の規定により交付された受給者証は、この要綱第7条の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則(平成28年8月8日付け28保疾第531号健康福祉部長通知)

(施行期日)

平成28年8月8日から施行する。

附 則(平成30年8月29日付け30保疾第571号健康福祉部長通知)

(適用期日)

平成30年8月1日から適用する。

附 則(令和6年3月28日付け5保疾第1123号健康福祉部長通知)

(適用期日)

令和6年4月1日から適用する。(ただし、要綱第13条の改正については令和3年4月1日から

適用する。)

(経過措置)

この改正前に身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害程度が2級以上である者に限る。）のうち、第7条の規定による受給者証（令和6年4月1日以降も有効であるものに限る。）の交付を受けた者に限っては、令和6年4月1日から令和9年9月30日までの間は対象患者として第8条に規定する医療費を給付することができる。

参考：第9条関係

遷延性意識障害者医療費給付における一部負担月額限度額表

階層区分の基準		一部負担月額 限度額（円）
当該年度の市町村民税が非課税	対象患者（対象患者が18歳未満の場合にあつては、当該対象患者の保護者のいずれも）の収入額が800,000円以下の場合	2,500
	上記以外の場合	5,000
当該年度の市町村民税（所得割）額の合算額が33,000円未満の場合		5,000
当該年度の市町村民税（所得割）額の合算額が33,000円以上235,000円未満の場合		10,000
当該年度の市町村民税（所得割）額の合算額が235,000円以上の場合		20,000